

熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施基準

(目的)

第1条 この実施基準は、熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業（以下「事業」という。）で実施する施業の基準を示すことにより、実施主体による事業の適正な執行を確保することを目的とする。

(標準地調査)

第2条 実施主体は、熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施要領第7条の規定により締結した協定の対象とする林分のうち、5齢級（21年生）以上の間伐を実施する林分（針広混交林化促進事業、森林機能高度発揮の森林づくり事業及び防災・減災・景観保全森林整備事業（以下「旧事業」という。）で実施した間伐施行地における2回目以降の間伐については、旧事業の実施要領の規定により締結した協定の対象とする林分。以下「対象林分」という。）について、次の各号により標準地調査を行うものとする。

- (1) 調査プロットは、林班を単位として合計した対象林分の面積1ヘクタールにつき1箇所以上設けるものとし、その位置は、尾根や谷の一方に偏らず、対象林分の平均的な林相の箇所に設定するものとする。
- (2) プロットの形状は、10メートル四方の正方形を原則とする。
- (3) プロット内の主林木の本数を調査し、標準地調査表（別記第1号様式）を作成する。ただし、枯損木及び胸高直径4センチメートル未満の立木は、調査の対象としない。

(5齢級（21年生）以上の間伐)

第3条 実施主体は、次の各号に従わなければならない。

- (1) 気象災害及びシカ被害の防止を図る観点から、林縁木については伐倒の対象外とするとともに、残存木の間隔に十分注意しながら、原則40パーセント程度（35パーセントを下限とする。）の本数伐採率となるよう選木（テープ巻き）すること。ただし、樹冠長率が30パーセント未満であって、風倒木のおそれがある場合は、本数伐採率の下限を30パーセントとすることができる。
- (2) 移動集積の対象林分内に森林作業道を開設する場合は、当該開設に係る対象林分内の支障木を前項の選木本数に含めること。
- (3) 伐採は、できるだけ地際から伐採し、残存木を損傷しないよう伐倒方向に注意すること。
- (4) かかり木が発生した場合は、適切に処理してから次の作業を行うこと。
- (5) 間伐後の広葉樹の更新を容易にするとともに、間伐木の流出を抑制するため、次により集積等を行うこと。
 - ア 移動集積に当たっては、間伐木本数の概ね8割以上を集材し、対象林分の林縁又は安定した地形の場所に集積すること。なお、林内に残す間

伐木の集積については、イ及びウのとおりとする。

イ 林内集積までの施行地においては、林内における作業等に支障がない程度に伐倒木の枝を払い、玉切り、流出のおそれがない安定した林縁等の場所に集積すること。

ウ 集積に当たっては、山腹斜面の等高線に沿った方向に、隣接する2本の残存木又は切株の斜面上側に整理するなど、下方への転落防止の措置を講じること。

(4齢級(16~20年生)の除伐)

第4条 実施主体は、次の各号に従わなければならない。

- (1) 針広混交林への誘導に当たり、不要な灌木及び雑木を伐採することとし、必要に応じて生育不良等の主林木を伐採すること。
- (2) 生育不良等の主林木を伐採する場合、風倒木を防止する観点から、本数伐採率で20パーセント未満に留め、前条第3号及び第4号を準用すること。
- (3) 集積は、前条第5号のイ及びウを準用すること。

(渓流沿いの危険木の伐採(除去))

第5条 実施主体は、次の各号に従わなければならない。

- (1) 危険木の伐採(除去)は、第3条及び第4条の森林内及び隣接森林で一体的に実施すること。
- (2) 流木被害の抑制等を図る観点から、原則として、渓流内に堆積している流木や渓流部で豪雨時に流れ出しある立木、渓流部・山腹部に存在する傾斜木等をすべて伐採(除去)し、移動集積すること。ただし、伐採木を移動させることが困難もしくは適当でない場合は、林内に集積することができる。
- (3) 伐採は、第3条第3号及び第4号を準用すること。
- (4) 移動集積は、伐採木の流出を抑制するため、次により行うこと。
 - ア 移動集積に当たっては、伐採木すべてを集材し、間伐対象林分の林縁又は安定した地形の場所に集積すること。
 - イ やむを得ず林内集積を行う場合は、第3条第1項第5号のイ及びウを準用すること。

(侵入竹除伐及び再生竹除去)

第6条 実施主体は、次の各号に従わなければならない。

- (1) 侵入竹除去は、第3条、第4条もしくは第5条と一体的に実施すること。
- (2) 侵入竹及び再生竹はすべて伐採することとし、伐採は第3条第3号及び第4号を準用すること。
- (3) 移動集積は、前条第4号を準用すること。

(森林作業道の開設)

第7条 実施主体は、次の各号に従わなければならない。

- (1) 森林作業道は、第3条及び第5条の間伐木や伐採木等の移動集積を行うに当たって必要な場合に開設すること。
- (2) 熊本県森林作業道作設指針に基づいて開設すること。

附 則

この基準は、令和7年8月29日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別記第1号様式（実施基準第2条第3号関係）

〇〇 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業標準地調査表

| | | | |
|------|--|----|--|
| 市町村名 | | 林班 | |
|------|--|----|--|

※整理番号は、事業実施要領の別記第5号様式に記載する番号に合せること。